

平成19年度第3回庁議 会議録

[日 時] 平成19年5月28日(月) 午前8時30分～午前9時50分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の議題は、市議会定例会提出議案と議会答弁課題の進捗状況ということで、来週火曜日開会予定の6月議会の対応についての協議となります。先週には会派説明があり、そこでも質疑応答があったと思いますが、6月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

市長 それでは、議事に入る。

(1) 市議会定例会提出議案について

市長 市議会定例会提出議案について、議案に沿って、企画部、水道局と順番に説明をお願いします。

<別添資料「第3回新居浜市議会定例会議案概要」に沿って説明>

<企画部長>

議案説明の前に、21日から23日にかけて開催した会派説明の概要について、ご報告する。今回会派説明した案件は、企画部から「平成19年度6月補正予算について」、福祉部から「乳幼児医療費助成制度の拡大について」、そして建設部から「主要道路の進捗状況について」、この3件である。まず、会派説明での主な意見等について、ご説明する。6月補正予算については、今回の中萩中学校の耐震工事の額が増額した理由について、自民クラブ、みどりの風等から出ている。また、乳幼児医療費助成制度の拡大については、なぜ平成20年4月からでなく20年1月からなのか、また財源等についてはどうなのか、といったご意見があった。主にはこういうご意見であるが、他

については会議録があるので、見ていただきたい。

では、市議会定例会議の議案について、ご説明をする。企画部からは、報告第6号から第9号、議案第43号、44号についてである。

まず、報告第6号の繰越明許費繰越計算書の報告について。この報告は、平成18年度一般会計における土地区画整理事業など15事業の繰越明許費繰越計算書の報告で、用地買収や補償交渉、設計協議等に時間を要したこと等により、事業費の一部を平成19年度に繰り越したものである。

次に、報告第7号の繰越明許費繰越計算書の報告について。この報告は、平成18年度公共下水道事業特別会計における管渠等建設事業費及び単独下水道事業費に係る繰越明許費繰越計算書の報告で、河川占用許可申請に時間を要したこと、施工条件等についての地元調整に時間を要したこと等により、事業費の一部を平成19年度に繰り越したものである。

次に、報告第8号の繰越明許費繰越計算書の報告について。この報告は、平成18年度介護保険事業特別会計における一般管理費に係る繰越明許費繰越計算書の報告で、介護保険システム改修費に係る国の追加補助内示があったことにより、事業費の一部を平成19年度に繰り越したものである。

次に、報告第9号の事故繰越し繰越計算書の報告について。この報告は、平成18年度一般会計における西町中村線改良事業に係る事故繰越し繰越計算書の報告で、補償対象物件の移転が遅延したことにより、事業費の一部を平成19年度に繰り越したものである。

次に、議案第43号及び議案第44号の6月補正予算の議案について、ご説明する。

まず、議案第43号、平成19年度新居浜市一般会計補正予算(第1号)について。今回の補正予算は、2億1,103万1千円を追加し、補正後の予算総額を歳入、歳出それぞれ410億6,823万6千円とするものである。これを前年度同期と比較すると、2億608万3千円、0.5%の増となっている。今回の補正予算は、小・中学校の耐震補強対策事業の公共事業を始め、犬舎アスベスト対策事業、消防無線整備事業等の単独事業、並びに乳幼児までの外来医療助成を就学前までに拡大するための就学前外来医療助成費の他、障害者自立支援特別対策事業費、市制70周年記念事業費、小・中学校ハートなんでも相談員設置事業費等の施策費について措置をいたしている。

これらを賄う財源としては、国庫支出金、県支出金、諸収入、市債の特定財源の他繰入金を一般財源として充当している。詳細について説明する。施策費としては、平成20年1月から、乳幼児外来医療費の助成対象児を、現在の3歳未満児から就学前児童に拡大する「就学前外来医療助成費」、障害者自立支援法施行に伴う激変緩和と新法への円滑な移行の促進のため2年間に限り実施される「障害者自立支援特別対策事業費」、また、いじめ・不登校対策の実践的な調査研究事業として不登校対策ネットワーク研究推進地域に本市が指定されたことによる追加予算措置する「いじめ・不登校問題等対策費」、小・中学校での問題行動や不登校等の未然防止と早期発見・解決を図るために相談員を設置する「小・中学校ハートなんでも相談員設置事業費」などであり、これらの事業で、6,899万8千円の追加となっている。公共事業費については、二次診断結果に基づく耐震補強実施設計の結果、工事費を追加する「小・中学校耐震補強対策事業」であり、1億2,513万6千円の増額となっている。単独事業費については、アスベスト関係法の改正・施行によって、対策が必要な施設の基準が変更され、基準を超えることとなった旧清掃センター内の犬舎部分について、囲い込みによるアスベスト対策工事を実施する「犬舎アスベスト対策事業」、消防救急無線

のデジタル化移行のために県内一斉に実施される電波伝搬調査の本市負担分を追加措置する「消防無線整備事業」などであり、事業費1,689万7千円の追加となっている。今回の補正予算により、財政計画総額419億7,118万円に対し、一部未確定の事業費を除き97.8%を予算化したところである。

次に、議案第44号の平成19年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について。今回の補正は、158万8千円の追加であり、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ95億3,640万7千円とするものである。これを前年度同期と比較すると、5億1,471万5千円、5.7%の増となっている。内容としては、歳入では国庫支出金79万4千円、県支出金39万7千円、繰入金39万7千円をそれぞれ追加している。歳出については、地域支援事業費196万円を追加し、基金積立金37万2千円を減額するものである。

最後になるが、5月16日の強風により公共施設にも、小さいものから大きなものまで72件程の被害があった。大部分は既存予算で対応できるが、一部、既存予算では対応できないものがあり、追加の補正予算として提出する予定としている。額については、現在精査中である。

<水道局長>

水道局は報告案件1件。報告第10号については、水道事業における城主取水ポンプ電気計装設備工事など7事業に係る繰越計算書の報告である。国、県及び市の関連工事の遅延により工事着手が遅れ、又資材調達に時間を要したため、建設改良費の事業費の一部を、地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成19年度へ繰越ししたものである。

<福祉部長>

福祉部からは、議案第36号、40号、41号について、ご説明する。

まず、議案第36号の市有財産の無償譲渡について。本案は、昨年12月の市議会定例会において「新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例」が可決され、平成20年4月1日から八雲保育園が民間移管されることに伴い、八雲保育園の建物を、同日をもって無償で譲渡しようとするものである。まず、譲渡する建物であるが、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建ての園舎とコンクリートブロック造陸屋根平家建ての物置で、附帯する設備等を含んでいる。なお、これらの資産評価としては、本年度の固定資産税の評価額にすると、園舎が約4,242万円、物置が約19万円となる。また、同保育園の敷地、約2,740平方メートルの土地については、「新居浜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条第1号の規定により無償で貸与し、備品等の物品については、同条例第6条第1号の規定により無償で譲渡したいと考えている。次に、譲渡の相手方は、社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会であり、現在、市内において、2園の保育所を設置・運営している。なお、無償譲渡に当たっては、児童福祉法に定める保育所の用途に供することを条件として、当該用途に供しなくなったときは、原状に回復し、本市に返還すること等を内容とする市有財産譲与契約を、また、土地についても、市有財産使用貸借契約をそれぞれ締結し、継続して保育の業務の用に供する財産として使用していただくこととしている。

次に議案第40号の新居浜市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。改正の趣旨は、これまで、外来は3歳未満児、入院と歯科外来は未就学児に対して医療費の助成をしていたが、助成枠を入院、外来、歯科を問わず全てについて未就学児まで拡大しようとするもので

ある。改正の主な内容については、まず、第2条に第6項を加え、「保険医療機関等」について定義をしている。これは、第6条において「保険医療機関等」という文言が新たに加わるため、整備を行うものである。次に、第4条については、現行条例を3歳以上就学前の幼児が医療費助成を受ける医療費を、入院及び歯科外来診療に係るものと限定しているため、その制限規定を削除するものである。次に、第5条第2項については、3歳以上就学前の幼児が、新居浜市重度心身障害者医療費助成条例、または新居浜市母子家庭医療費助成条例における助成対象者である場合には、助成は行わないものである。次に、第6条については、助成方法について条文の整備するもので、原則として保険医療機関等へ支払うこととし、特別の理由がある場合は、助成対象者の申請により助成を行うこととし、また助成の請求期限を6か月以内としていたが、これを削除するものである。なお、この条例は、平成20年1月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第41号の新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、基礎賦課限度額の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。改正の内容については、第12条の6並びに第16条の2第1項及び第5項について、平成19年度分の保険料から、基礎賦課額、つまり医療分の保険料に係る賦課限度額を、これまでの53万円から56万円へと3万円引き上げるものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

< 総務部長 >

総務部からは、議案第37号、第38号及び追加提出予定の人事議案について、ご説明する。

まず、議案第37号の工事委託協定について。本議案の工事委託協定については、「新居浜市公共下水道 新居浜市下水処理場の改築工事（その6）」であり、老朽化した下水処理場の機能回復を図るため、平成14年度より着手した終末処理場改築事業の一環として行うものである。今回、平成19年度、20年度の継続費で、水処理設備改築工事を委託するため、2億3,000万円の工事委託協定を日本下水道事業団と締結しようとするもので、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。工事の概要については、下水処理場水処理設備に係る機械設備及び電気設備を更新するもので、主な工事内容は、水中攪拌機、散気装置、反応タンク流入可動堰及び終沈汚泥掻き寄せ機等の機械の製作、据付工事と、それら機械を運転操作するための電気設備工事である。

次に、議案第38号の新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は、職員の勤務時間、休日及び休暇に係る人事院規則の一部が改正され、国家公務員の休息時間が廃止されたことに準じて、本市職員の勤務時間のうち、休息時間を廃止しようとするものである。国においては、昭和24年以来、職員の休憩・リフレッシュについて、勤務時間に含まれない「無給の休憩時間」と、勤務中における軽度の疲労を回復し、その後の公務能率の増進を図るための、勤務時間に含まれる「有給の休息時間」の制度が設けられ、これに準じて、地方公共団体の職員についても、同様の制度が設けられてきたところである。しかし、近年、公務員の勤務条件については、民間準拠が一層求められており、勤務時間中の休息時間についても、民間企業においては、これに相当する制度は、ほとんど普及していないことなどを理由に、昨年、国家公務員の休息時間が廃止されたことから、これに準じて、本市職員についても、勤務時

間のうち休息時間を廃止し、職員の勤務時間管理の適正な実施を図ろうとするものである。条例の改正内容であるが、休息時間について規定している第7条を削除するとともに、当該規定の削除に伴い、第8条について所要の条文整備を行うものである。なお、この条例は、平成19年7月1日から施行したいと考えている。

次に、追加提出を予定している人事議案について、ご説明する。まず、新居浜港務局委員会の委員の任命については、新居浜港務局委員会の委員 井上要氏、阿部由久氏、寒川公一朗氏、石川勝行氏は、平成19年8月16日をもって任期が満了するので、新たに委員を任命するについて、議会の同意を求めるものである。

次に瀬戸内運輸株式会社取締役の推薦については、瀬戸内運輸株式会社取締役 鈴木暉三弘氏は、平成19年6月29日をもって任期が満了するので、新たに取締役を推薦するについて、議会の同意を求めるものである。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員 坂上 規氏は、平成19年9月30日をもって任期が満了するので、新たに委員の候補者を推薦するについて、議会の意見を求めるものである。

<市民部長>

市民部からは、議案39号の新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明する。新居浜市手数料条例第5条第2項には、戸籍事項の証明に関し、法律の規定に該当する者から、手数料を徴収しないことを定めている。今回の改正は、この6月1日から「社会保障に関する日本国とフランス共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」の施行に伴い、戸籍事項の証明に係る手数料を免除する者として、新たに、フランス社会保障法令の適用を受ける者など同法第73条の規定に該当する者を定める必要が生じたことから、既に定めている日本国とドイツ連邦共和国及びベルギー王国それぞれの国との間の社会保障協定の実施に伴い施行されている法律の規定に該当する者も含めた規定となるよう条文の整備を行うものである。また、今回の改正により、現在、日本国とカナダ、オーストラリアなどの国との間で社会保障に関する協定が締結されており、今後、これらの協定の実施に伴い施行される法律においても、戸籍の無料証明に係る規定が整備されるものと考えられることから、当該法律の規定に該当する者についても、法律の施行と同時に、戸籍事項の無料証明の対象といたすことができるものである。条例の改正内容としては、条例第5条第2項中第20号及び第24号を削り、これに伴う条文整備を行ったうえ、新たに第23号として「社会保障に関する日本国と外国との間の協定の実施に伴い施行される法律の戸籍の無料証明に係る規定に該当する者」の規定を加えるものである。また、既に規定している引用法令の条項にずれが生じたことから、合わせて条文整備を行うものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

<消防長>

消防からは、議案42号の新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明する。今回の改正は、少子化対策が推進されるなどの社会経済情勢に照らし合わせ、昨年11月、国において「一般職の職員の給与に関する法律」の一部が改正され、配偶者以外の扶養親族のうち、3人目以降の扶養親族に係る扶養手当の月額が、2人目までの扶養親族に係る扶養

手当の月額と同額に引き上げられことに対応して、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部が改正されたことによるものである。改正の内容は、第5条第3項に規定している損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族のうち、3人目以降の扶養親族に係る加算額を、2人目までの扶養親族に係る加算額と同額の200円に引き上げるものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。また、改正後の規定については、平成19年4月1日から適用し、同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く損害補償、並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によるものとしたしている。

市長 福祉部。保育園の民営化は、説明会等スケジュールどおりに進んでいるのか。また、乳幼児医療費助成についてであるが、保険料の滞納者はどうなるのか。

福祉部長 保育園の民営化は、スケジュールどおり進んでいる。医療費助成については、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額を助成するものであり、保険証を持っていない滞納者は対象外となる。

市長 企画部。補正予算についてであるが、市制70周年記念事業の太鼓祭り統一イベントについて、会派説明で何か質問等は出なかったのか。

企画部長 イベントの内容について説明を求められた。

市長 太鼓祭り推進委員会は、いつ開催されるのか。

経済部長 6月7日に開催される予定である。

市長 統一イベントについては、市民の方にいろいろ伝わっている。私が一番心配しているのは、3会場イベントを行うのに会場ごとの予算が不公平ではないかと思われることである。会場ごとに予算を分けたというような考え方を持たれたら困るのだが。会派説明では、このような意見は出なかったのか。

企画部長 「みどりの風」では、予算の内訳を聞かれた。

市長 皆さんあまり知らないと思うので、統一イベントの内容や予算について、概要説明をしてもらいたい。

企画部長 今回の70周年記念としては、市内全太鼓台による統一イベントの開催はかなわなかった。上部地区と大生院地区は従前どおりで、上部地区は10月17日に山根グラウンドで、大生院地区は16日にM2大生院店で統一行動を行い、70周年記念として、上部地区は風船をあげる、また、大生院地区は花火の打ち上げや和太鼓演奏などの予算措置をした。川西地区、川東地区、川東西部地区の3地区については、17日に新高橋西詰め南側の国領川河川敷きに集合することになり、そこに栈敷席を2,000席程作って統一行動を行うことになった。予算総額は2,850万円であるが、3会場の共通経費を除くと、上部地区、大生院地区は各々70万円程度の予算組みであり、国領川河川敷きの統一イベントでは、栈敷席設置に約1,200万円かかり、また新たな場所での開催ということで放送設備、警備、看板など総額1,800万円程度ということである。ここに不公平があるという話が少し出てくるが、太鼓祭り推進委員会小委員会での調整はできている。

市長 財源で言えば、去年の段階で補助金枠で確保していたのを充て、その中の使い方として、分散型でのイベントになってしまったため、このような予算措置となった。なお、以前の統一イベントではあった報償費、イベントに参加するとお花が集まらないため、その代償として各太鼓台に報償費を支払うという考え方は、今回はない。太鼓台関係者から、報償費はいらないという話があった。上部地区、大生院地区は従前の場所で実施するが、川西地区、川東地区、川東西部地区の3地区は、新たな場所を会場として、栈敷席を作って統一イベントをやりましょうということになった。70周年記念事業としての太鼓台統一イベントの考え方はこのようなもので、地区割りで予算配分したのではないということである。太鼓台の代表者の方はだいたい理解しているが、市民の方にはこれから説明していかなければならない。皆さんも、この辺をよく理解していただきたい。

企画部長 今回は、基本的には市の直接経費で行うことにしている。

市長 つまり、お金を統一太鼓寄せ実行委員会に渡すことは、一切しない。栈敷席は市が作り、高齢者や障害者の方の席を優先的に確保し、また観光客用としようとするものである。地区ごとの話にならないよう、よく理解していただきたい。統一イベントの内容や予算の最終決定、最終確認は、6月7日開催予定の太鼓祭り推進委員会となるか。

経済部長 そのようになる。地域の各太鼓台の方には詳細な話はいっていないと思う。現在まで、5地区の運営委員の方を委員とした小委員会で話を進めてきて、このような内容、予算となった。確かに地区内で苦言を言われた委員さんもいたようである。

市長 上部地区、大生院地区は場所も設備もあるが、国領川河川敷きでの統一イベントは、新しい場所ということで設備等ないため、市が設備、栈敷席等を作りましょうということである。誤解されないようにしてもらいたい。

他に何か質問等あるか。ないようなら、次の議題に移る。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について(関係部局)

市長 議会答弁課題の進捗状況報告についてであるが、特に進捗した項目、特に遅れている項目について、項目を絞って説明願いたい。企画部から順番に願います。

<企画部から順番に、別添資料「議会答弁課題進捗状況整理表」に沿って説明>(報告省略)

市長 総務部。13番の本庁舎のオストメイト対応トイレ(人工肛門・人工膀胱造設者のためのトイレ)の設置についてであるが、6月補正予算のヒアリングで、福祉部から県の障害者自立支援対策臨時特例基金を活用してオストメイト対応トイレを整備するとの説明を受け、スペースや使用者の利便性を考慮して設置場所を精査するように指示したところである。福祉部から制度内容を聞いて、協議してもらいたい。本庁舎は、夜は使えない、土日也使えない、しかも、スペースの問題で現在検討しているのは7階の車椅子用トイレでの併設ということであるが、本庁舎内にこだわる必要はないのではないか。

総務部 議員さんからの質問が「庁舎内での設置」ということであったため、まず庁舎内で

検討をしている。福祉部と協議していきたい。

市長 何か質問等あるか。ないようなら、連絡事項に移る。

3 連絡事項

市長 まず、私から。昨日も光化学スモッグ注意報が発令されたが、1週間前だったら、校区運動会が開催されていた。そのような場合に発令された時は、どうするのか。運動会を中止させるのか、また、それを誰が決定するのか。学校行事は学校できちんと判断できるが、それ以外の屋外での行事、スポーツ少年団や地域での活動等はどうなのか、どうしなければならないのか。

環境部長 行事、活動等の責任者の責任、判断となる。屋外に、「なるべく出ないようにしましょう。」ということで、「絶対出てはいけない。」とは言えない。実施する、中止するとの判断は責任者、管理者が行うことになる。それしか方法がないと考えている。

市長 光化学スモッグ注意報発令の情報提供体制はどうなっているのか。

環境部長 注意報発令時の連絡網はできており、訓練もしている。最低限、ここには連絡しなければならないという所には、環境部から連絡している。それでほぼ周知はできると考えているが、後は、ホームページやeネット等で広報することとしている。

市長 その連絡網には、屋外の体育関係者も入っているのか。

環境部長 関係機関から連絡がいくことになっている。例えば、グラウンドなどの施設管理者に連絡することになっており、そこから利用者に連絡がいくことになっている。ただ、どこかの自治会が何か屋外行事をしていたりしたら、困難である。

副市長 自治会への連絡は、確か若宮校区かそこらの自治会だけであったと思うが、全自治会には連絡しないのか。全自治会の広報塔で広報してもらうことはできないのか。

環境部長 周知できるのかどうか、すぐに連絡がとれるかどうかの問題があり、最近、テレビ等の報道で周知できるのではないかと考えている。また、自治会の広報塔で広報しているという例は、たぶんないと思う。過去には、小学校や中学校で吹き流しを流すとか、また、市の広報車が、昨日であれば泉川であるが、泉川の周囲を広報して回るとか、取りうる手段は取っていたが、ここ10年来、新居浜市で注意報が出ていなかったということで、そのような手段は取っていない。ただ、若宮校区については、当初、若宮の新田地区に喘息患者の方の会があったので、若宮の方から特に広報塔で広報したいという申し入れがあり、現在も続いているという状況である。

副市長 自治会の広報塔を利用して広報するつもりはないのか。

環境部長 昨日は16時に注意報が発令され、新居浜市に注意報を発令したとの連絡が入ったのが16時20分頃であった。それから関係機関に連絡するのに1時間くらいかかった。若宮の方には、会長さんには連絡がとれず、副会長さんにも連絡がとれず、広報の担当者の方に直接電話すると居られたもので、「今からファックスを入れますので広報をお願いします。」ということで、連絡がとれた。実際に放送できたのは、発令から1時間くらい後だったのではないかと思う。1か所だけの自治会でこのような状

況であり、市内の広報設備のある自治会全てに連絡することは、例えばダイレクトで連絡できる設備があれば可能であろうが、現状では困難であり、あまり現実的な方法ではないと思う。注意報発令時の広報の仕方については、このことも含めて部内で協議し、他市の広報状況も調査しながら、改善できる所は改善していきたい。

市長 光化学スモッグ注意報はずっと出ていなかったのも、体育団体、関係者を含め市民の認識も薄くなっているのではないかと。現状では、大会を途中で中止するなどの判断を行うのは困難なのではないかと思う。あらためて、「光化学スモッグについて」ということで周知、注意喚起を図ってほしい。注意報が発令されれば、屋外に出ないようにするのが基本ではないのか、それを周知しなければならない。また、例えば、eネットに登録してもらえれば、注意報が発令されたことがすぐにわかる。注意報はいつ発令されるかわからない。

副市長 注意報が発令されたら、具体的にどのように対処したらいいのか市民の方に周知しなければならない。

環境部長 注意報が発令されれば、屋外に出ないようにするのが原則である。県の情報では、幸いにも昨日は新居浜市内での被害がなかったが、連絡体制を含め対処方法を整理したい。

市長 よろしく願います。

もう一つ、大学生の麻疹が流行しているが、高専（新居浜工業高等専門学校）は、大丈夫なのだろうか。

福祉部長 先日の報道では、愛媛県は「0」となっていたと思うが、現状では、工業（新居浜工業高等学校）で生徒2名、麻疹にかかったということを知っている。

市長 予防接種による事故を受けて、今の高校生から大学生は、予防接種率が一番低い世代であると知っている。麻疹の発生状況を確認してほしい。

他に、何か連絡事項等あるか。

副市長 皆さんにお願いがある。マスコミ対応ということで、記者が取材にきたら、いつ報道するかは別として、報道することを前提にきている訳であり、いつかは報道する。現在、このような情報を毎週金曜日に1週間分をまとめて報告する体制をとっているが、1週間待っていると先に報道されるので、重要なものは至急、市長に報告してほしい。また、記者への対応であるが、誤解をされて報道されることがないように、丁寧に説明していただきたい。

市長 光化学スモッグ、麻疹のことを言ったが、世の中の動きに敏感に対応していただきたい。では、これで第3回庁議を終わる。